

告発することで、運動の推進力を高めていくことにあったといえる。しかし、今日では、運動の方向性を共に議論し、考え、行動するパートナーとしての位置が定着しつつある。さらに、自主夜間中学の中には、学習権保障の新たなシステムや運動論を実践的に提示するものが現れている。

以下、本稿では、韓国と中国の識字実践の潮流を中心に東アジアの動向をみすえながら、夜間中学増設運動の新たな展開を日本の今後の潮流として読み解く。

1 東アジアの識字実践・研究の潮流—韓国と中国

表1は、隣国韓国と中国の識字教育政策の概略を整理したものである。

韓国において、20歳以上で前期中等教育を修了していない者は、全成人人口の12.9%にあたる(2000年現在)。韓国では、とくに日本の植民地支配が生み出した非識字者に対して、ハンゲル学習運動の大きな潮流があり、韓国社会教育史を貫く独自の研究・実践が蓄積されているという。少なくない社会教育研究者が識字研究を行ない、数々の調査を手がけてきた(小林・伊藤2006、27頁)。

独立後、国家再建の第一の課題との認識のもとで、識字教育(文解教育)運動が活発に展開されていく。その結果、わずか5年間足らずで非識字率は約80%から40%にまで減少していく。しかし、1960年代以降、文解教育問題は放置された状態になる。韓国において識字問題が再発見されるのは、1980年代半になってからであった。急激に社会教育(平生教育)が拡充されていくなかで、「教育疎外層」が存在していることを研究者が認識するようになる。また、グローバル化の進展に伴い、外国人産業研修生に対するハンゲル語学習支援のニーズも浮上していく。そうした人々に識字教育や成人基礎教育を実施している活動が20ヶ所ほどあるという事実も確認されはじめた(黄2006)。そうした事実を受け止めて、1989年、韓国文解協会が設立される⁽⁴⁾。

ユネスコ「国際識字年」(1990年)を契機に、文解教育は実践的にも復活期を迎えるようになる。2000年以降、「文解現場の専門性と社会的、制度的闘争が強化され支援政策が本格化するようになり」(萬2009、77頁)、「疎外階層平生教育プログラム事業」(2001年)、「文解情報化事業」(2004年)等の国家政策としての識字教育保障が取り込まれていく。2005年には、韓国文解教育協会の役員が中心となって「文解基礎教育法案」制定をめざす運動が展開されていく。国会上梓を一旦留保させる代わりに、2007年に改正された平生教育法に文解教育に関する条項を新たに設け、公的保障を確約させた(李2010)。

前全国文解成人基礎教育協議会共同代表で自らも文解教育の支援者を務める萬(2009)は、改正平生教育法には、①「文解教育」が「文字解得教育」に矮小化された、②用語の定義、対象、地方自治団体の任務等が地方自治体の条例よりも不十分、③学歴認証の条項は、平生教育の哲学と原則にあわない、といった問題点を指摘するが、文解教育機関に多額の補助金がつき、もって人材配置が格段に改善されたことは確かである⁽⁵⁾。これにより、文解教育の実施機関も約350団体に急増した。

中国では、80年代後半以降、最も重要な政策目標の一つとして「非識字者の撲滅」を掲げ、国をあげてその実現にむけて動き出している。その結果、1982年から2000年にかけて、15歳

以上の人口に占める非識字人口は 2.3 億人から 8,500 万に、非識字率は 34.5%から 9.1%に激減した。さらに、『非識字一掃を更に強化する意見』(2007 年 12 月)において、2010 年までに成人非識字率を 8 %以下に減らす目標が示され、そのために識字教育経費を 5,000 万元以上確保することが明記された。

齊・韓(2010)の甘粛省における識字実践・政策の事例報告からは、次のような中国の動向の特徴が読み取れる。一つには、識字教育と職業技能訓練の連関を強く意識し、とくに農村の経済開発の基礎として識字教育を位置づけていることである。二つには、農村識字教育の教師には相応の報酬が与えられることである。主な人材供給源は、農村の小中学校の教員や大学生及び専門学生、退職教員、農村の地方幹部などであり、識字教育の資質向上を図るための研修を常に行なっているという。三つには、初歩的な読み書き算の基礎能力を身につけた後に、「郷村農民文化技術学校」等による継続教育が用意されていることである。四つには、そうした識字教育施策が教育部門を核としつつも、農政や財政、労働部局等の範疇として共同合議のもとで計画化が進められていることである。五つには、識字教育の計画化のため、実態調査が行政の責任として定期的実施されている点である。

表 1 東アジアにおける識字実践の主な動向^{※1}

ユネスコ等の国際動向	韓国の識字政策	中国の識字政策
学習権宣言 (85) ^{※2}	韓国文解教育協会発足 (89)	文盲一掃工作条例 (88) 燎原計画 (88)
国際識字年 (90) 万人のための教育世界会議 (90)		全国識字教育協調機構 (90) 文盲一掃工作条例改正 (93) 中華人民共和国教育法 (95)
世界教育フォーラム (00)	疎外階層平生教育プログラム事業 (01)	「十五」期間の文盲一掃事業に関する意見 (02)
国際識字 10 年 (03)	文解情報化事業 (04) 文解基礎教育法案制定運動 (05) 第二次平生学習振興総合計画 (07) 平生教育法改正 (07)	非識字一掃を更に強化する意見 (07)

※1 = 萬 (2009)、齊・韓 (2010) をもとに筆者作成。※2 (85) = 1985 年の略。

2 夜間中学増設運動の新たな展開

では、日本政府による識字教育政策はというと、列記するものがほとんどないというおそまつさである。そうした状況を打破すべく識字教育の制度化や法制化を求める運動が、地道に継続している。なかでも夜間中学増設運動の近年の動向が注目される。

公立夜間中学校は、「『法』に基づいて生まれたものでなく、市民の『運動』により実体化した制度である」(守口夜間中学校『不思議な力夜間中学』編集委員会 2004、9 頁)。全国夜間中学校研究会は、その「運動」を推進する母体であり、かつ各現場の実践知や課題の共有を目的とした組織でもある。公立夜間中学校は全加盟で、各校の供出分担金によって運営されている⁶⁾。

近年、増設運動をめぐって、大きな動きがあった。一点目は、全国夜間中学校研究会を中心とした人権救済申立の働きかけを受けて、2006年、日本弁護士連合会は「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」（以下、「意見書」）を政府に提出したことである。「意見書」では、国は、公立夜間中学校の設置の必要性が認められる地域について、市町村（特別区含む）及び都道府県に対し、その設置について指導及び助言をするとともに、必要な財政的措置を行うこと。その他の個別のニーズと地域ごとの実状に応じ、①既存の学校の受け入れ対象者の拡大、②自主夜間中学等を運営する民間グループに対する様々な援助（施設の提供、財政的支援等）、③個人教師の派遣等の、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進することを求めた。

「意見書」の完成までに6年の歳月を要している。全国夜間中学校研究会人権救済申立専門委員会が中心となり、自主夜間中学の学習者やスタッフ、公立夜間中学校生徒・卒業生や教職員、文化人などから証言や作文、陳述書を集め、日弁連からの照会に丁寧に応えていくことを繰り返すなかでようやく陽の目を見るに至った。

第二に、2007年12月、全国夜間中学校研究会は、日弁連の「意見書」の具現化をめざし、『すべての人に義務教育を！21世紀プラン』を作成し、行政に求める具体的施策として次の4点を掲げた（資料1）

資料1 すべての人に義務教育を！21世紀プラン（抄録）

1. 「夜間中学校の広報」を行政施策として求めます。

夜間中学校の存在を知らない義務教育未修了者すべてに「教育を受ける権利があること、義務教育を必要とする人々のために夜間中学校があること」を知らせること

2. 「公立夜間中学校の開設」を行政施策として求めます。

- (1) 全都道府県及び政令指定都市に最低1校以上の公立夜間中学校を開設すること
- (2) 公立夜間中学校開設を求める自主夜間中学のある自治体に公立夜間中学校を開設すること

3. 「自主夜間中学等への援助」を行政施策として求めます。

行政に代わって義務教育未修了者の「教育保障」を担っている自主夜間中学への行政からの十分な施設提供や財政援助等の実施

4. 「既存の学校での義務教育未修了者の受け入れ・通信制教育の拡充」

- (1) 小学校、中学校、特別支援学校等で、広く義務教育未修了者を受け入れること
- (2) 各都道府県での通信制教育の実施
- (3) 全国各地の通学困難な義務教育未修了者のための個人教師派遣
- (4) その他、義務教育保障に必要なこと

第三に、上記のプラン達成のために、人権救済申立専門委員会を発展・改組し、「すべての人に義務教育を！専門委員会」（以下、専門委員会）を設置した。専門委員会は、自主夜間中学等の運動や地方弁護士会をはじめとした様々な関係者と連携・協力し、「意見書」その他を活用しながら、全国それぞれの地域の実状にあわせた取り組みを企画・実施していくことを役割としている。専門委員会は、全国夜間中学校研究会内の組織であるので、専門委員会のメンバーは公立夜間中学校関係者に限られるが、全国夜間中学校研究大会の際に開かれる拡大専門委員会は、自主夜間中学関係者に出席を求め、情報交換と具体的な運動の方向性を共に協議する機会となっている。

第四に、全国夜間夜間中学校研究会からの要望を受け、「教育環境整備法案」が参議院で審議され、可決された。法案の一つの基本方針は、「学習する機会が失われた者がその希望するときには再び学習する機会が与えられること」であった。法案文については、自主夜間中学関係者にも意見が求められた。結局、衆議院の解散とともに廃案になったが、義務教育未修了者の学習権保障を謳う法律の成立に向けて、すべての政党に働きかけていくことが確認されている。

このような夜間中学増設運動の展開にいたる背景や要因とは何か。筆者は、自主夜間中学校の台頭が大きな影響を与えたと考える。以下、そのことを確認していく。

3 新たな潮流の源泉

3-1 公立夜間中学校が直面する課題と自主夜間中学の台頭

現在、公立夜間中学校の生徒は、全国で2,488名である。図1は、公立夜間中学校の生徒の国籍を都道府県別に整理したものである。首都圏（東京・千葉・神奈川）の生徒は678名、日本人が1割、在日朝鮮韓国人が数名、引揚が2割、移民・難民・その他のニューカマー外国人が7割である⁽⁷⁾。近畿圏（大阪・兵庫・奈良・京都）の生徒は1,747名、これは全国の7割に及ぶ。日本人が2割強、在日朝鮮韓国人が2割を占める。近畿の公立夜間中学校は、生徒の9割以上が在日朝鮮韓国人の学校、生徒の7割以上がニューカマー外国人の学校、生徒が特定のエスニック・グループに集中せず多様な属性の生徒がともに学んでいる学校の3タイプに分類できる（浅野2011）。このように公立夜間中学校の現場は、一方で、ニューカマー外国人の生徒の急増による多国籍化が進んでおり、もう一方で、日本人・在日韓国人生徒数の伸び悩みと高齢化が進行している。また、首都圏と近畿圏で、さらに各学校間でも生徒属性が多様化している。

多国籍化、高齢化、多様化が進む中で、公立夜間中学校は次のような課題に直面している。第一に、受け入れ対象の限定をめぐる問題である。日本人・在日朝鮮韓国人生徒数が伸び悩んでいる背景には、若年層や壮年層の場合、夜間中学の門を叩いても、学籍上は中学校卒業とあるために入学が認められないケースが多いことがある。

第二に、修業年限をめぐる問題である。高齢の学習者の場合、何かを習得するには時間がかかる。また、夜間中学の日常（時間や関係性）が生活のなかでかけがえのない位置を占めてくが、そうした生を支える場から年限によって退出を余儀なくされてしまう。修業年限をめぐるこの問題は、今後、ニューカマー外国人へと拡大していくことが予想される。日本語教育の公的保障が整備されていない中で、サバイバルレベルの語学習得の機関として公立夜間中学校が機能しているが、修業年限との関係で、進学や就職に必要な知識や技能を習得する以前に、卒業を迎えるケースも少なくない。しかし、一度卒業してしまうと、進学や就職のために再度入学を希望しても許可されない。

第三に、公立夜間中学校の教育実践を支えてきた教師の自発性や自律性が発揮しづらくなりつつある。教師たちは、手探りで教材と教育方法を開発し、生徒の置かれている生活現実を把握するための実態調査等を行い、まだ見ぬニーズを掘り起こす努力を続けてきた。しかし、現在では、必ずしもそうした教師ばかりではなく、人事異動の一環として夜間中学勤務を全うする者もいるという。運動への関与の度合いは各教師個人に委ねられて然るべきであるが、夜間中学は運動により

権利を実体化させてきた制度であるだけに、こうした教師集団内部の凝集性が弱まるなかで、既存の運動論が適用しにくくなっている。

以上のような公立夜間中学校の内在的な問題は、自主夜間中学校の台頭によって、より鮮明になっていった。図2は、1966年の「夜間中学廃止勧告」以降の公立夜間中学校と自主夜間中学校の設置動向を示したものである。1970年に20校にまで減少したが、増設運動によって15年間で34校にまで回復した。90年代以降、公立自主夜間中学校数が平行線をたどるなか、自主夜間中学数は上昇していく。自主夜間中学に集う学習者の中には、いわゆる「形式卒業者」も多く、当人の学び続けたい意思を尊重すべく修業年限は緩やかである。自主夜間中学の台頭は、公立夜間中学校を必要とする潜在的な学習者の存在やニーズを可視化させると同時に、そうした点を見えにくくさせる既存の運動論の構造的な問題点を浮かび上がらせたのである。

図1 公立夜間中学校生徒の国籍（2010年9月現在）⁽⁸⁾

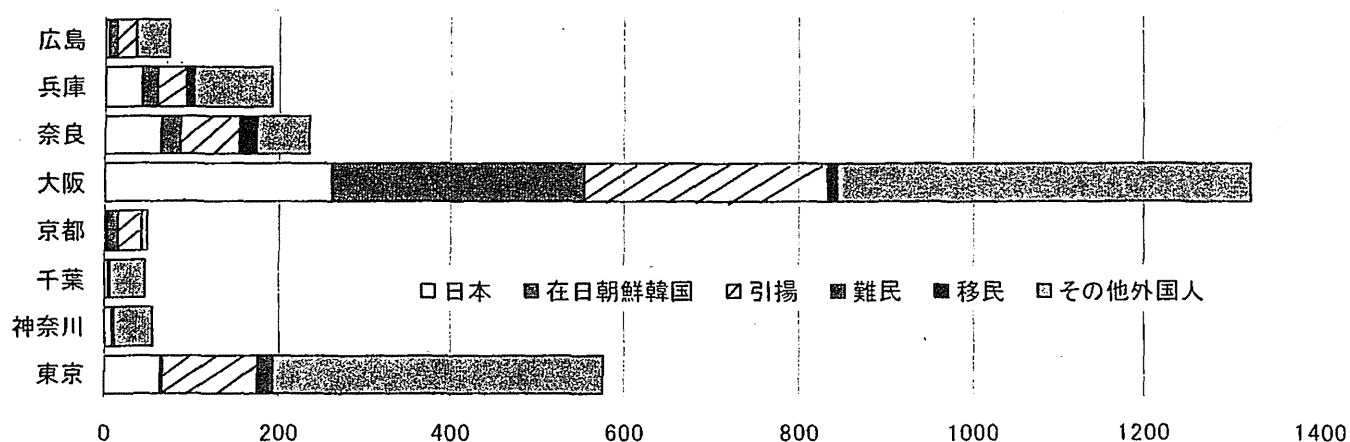
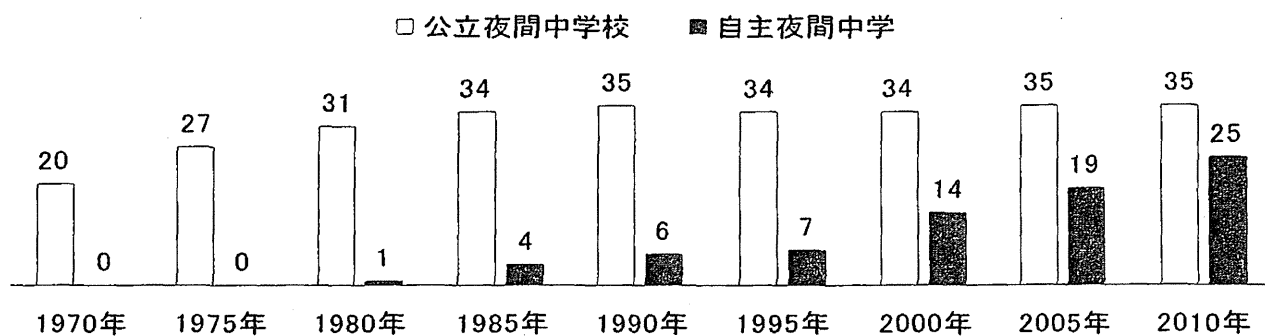


図2 「夜間中学廃止勧告」以降の設置動向⁽⁹⁾



3-2 自主夜間中学による学習権保障システムの実践的提起

当初、自主夜間中学が増設運動の中で勝ち取った教室提供や運営支援費等の成果は、運動内部ではあくまで公立化への段階的な布石として位置づけられてきた。しかし、現在では、新たな学習権保障システムの実践的提起として関心が寄せられつつある。

北九州市は、2005年度から「夜間学級運営補助事業」を開始した。これは1990年代半ばから地道な活動を継続している自主夜間中学の実績と粘り強い増設運動の成果である。補助の対象

となる事業は、「十分に義務教育を受けられなかった者に対して行われる、中学校卒業程度の学力を身に付けさせるための授業」とし、その参加資格は、「学齢を超過し、かつ中学校の教育課程が未修了の者および修了しているが学力が不足しているために就職や資格取得において困難をきたしている者」と「形式卒業者」にも門戸を開いている。スタッフには、教員免許取得者等の条件を課していない。これは自主夜間中学を担ってきたスタッフがそのまま継続して活動できるようにとの配慮である。5年間の期限付き事業としてスタートした本事業は、当初各教室年間100万の予算でスタートした。これにより、平日週5日間、公立夜間中学校に準じた学習提供が可能になった。その後、予算額が上積みされ、最終的には250万にまで引き上げられた。発足当時の合意どおりに2009年度末に事業の「評価・検証」を行政と自主夜間中学双方で行った。市としては、「この補助の実施については、徐々に成果が上がってきていると考えており、今後も引き続き運営団体と相談しながら支援を継続したい」(2009年度12月定例市議会における教育長答弁)という。その後、双方の話しあいの中で、会場である公立中学校の校門に「夜間学級」の看板が設置されたり、市の予算で活動紹介チラシを作成したりしている。2011年4月には「北九州『夜間学級』連絡会議」が立ち上がり、運動体が担ってきた条件整備等の要求については、市教委と直接話し合う体制が確保される予定である。今後は、夜間学級への専任教師の配置を求めていくという。

沖縄県では、事業委託方式による義務教育未修了者の学び直し支援が開始される(沖縄タイムス2011年7月9日)。受託団体である「珊瑚舎スコーレ」は、子どもや青年を対象に、体験学習を軸とした教育活動を行ってきたが、沖縄の未修了者の学習権保障問題を知り、2004年に成人対象の基礎教育コースを開校した。平日週5日間、「民謡」等の独自の内容も組み入れながら公立夜間中学校に準じた学習提供を行っている(添田2008a)。

本事業は、沖縄の戦後補償としての義務教育未修了者問題への対応というスキームである。2011年～2013年度までの期限付き事業として、沖縄戦中戦後の混乱期に義務教育を受けられなかった未修了者を対象とし、国が800万円、県が200万、合計1,000万円で実態調査と学習機会の提供に取り組む。

釧路自主夜間中学「くるかい」は、2009年に設立された。筆者は、設立準備会の世話人代表、現在は事務局長を務める。当初より行政との連携・協働を意識した問題解決システムを志向しており、次のような展開をみせている。一つには、釧路市生活福祉事務所との連携により、生活保護受給世帯の自立支援プログラムの協力機関になっている。学習者で生活保護を受給している人は、市から毎月の受講料と交通費が支給される。生活の立て直しのための学び直し支援という新たな観点を実践的に提示した。

もう一つには、釧路市経済部と連携して応募した国のモデル事業が採択されたことである。市圏域で流通する「スキップカード」の寄付ポイントが「くるかい」の運営資金として提供されるという試みは、『財の域内循環性の励起を市民参加の手法によって取り組む』と同時に『若年者の基礎学力不足の進行によって低下傾向にある地域における労働能力を市民活動の手法により改善するもの』でもあ(申請書)。事業予算は、支援体制の構築、「くるかい」の広報、講習会・研修会の実施、教材作成費等である。

表3 事例における保障システムの模索

団体名	協働のフレーム・事業名	協働の内容
穴生・夜間中学校 夜間学級 城南中学校夜間学級	夜間学級運営補助事業 (北九州市教育委員会生涯学習課)	・公立学校の教室を活動として無償提供 ・年間 250 万円の補助金
珊瑚舎スコーレ 夜間学級	沖縄戦による義務教育未修了者支援事業 (内閣府沖縄担当部局、沖縄県教育委員会、)	・当該実践での学習修了をもって中学校卒業証書を交付する。 ・上限 800 万円の委託費を用意
釧路自主夜間中学 「くるかい」	・生活保護受給者の自立支援プログラム(釧路市生活福祉事務所) ・社会イノベーション推進のためのモデル事業 (内閣府、釧路市経済部)	・生活保護を受給する学習者に対する受講料と交通費の支給 ・釧路市圏で流通するポイントカードの寄付ポイントが「くるかい」運営費に。

3-3 自主夜間中学による運動論の実践的提示

こうした試みを可能にしたのは、運動論にも新たな視座や方法を採用したからである。たとえば、釧路自主夜間中学「くるかい」では、設立段階から次の4点を心がけた。

1点目は、「義務教育未修了者の学習権保障」から「成人の基礎教育保障」へと運動の力点と理念を移行した。そのことで、参加の間口をより広く設定できるし、関連領域との接点も拡がると考えた。また、学習内容やカリキュラムに関しても、国数英理社といった学校教育の枠に縛られない成人の基礎教育を志向したかったからである(添田 2008b)。

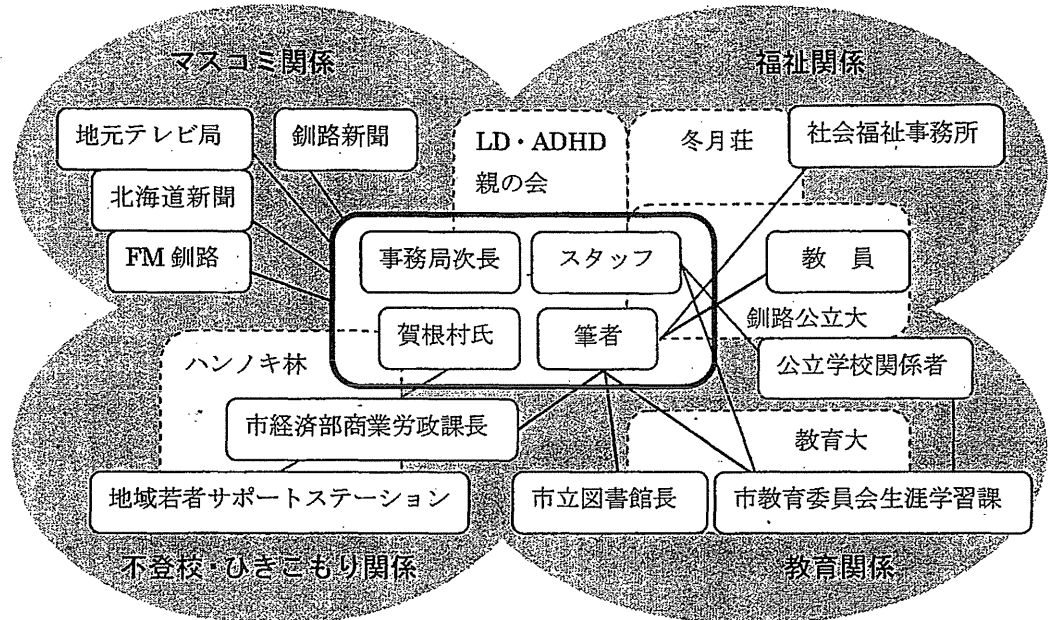
2点目は、組織化における分野横断的連帯を重視した点である。学校教育を享受できたか否かに問題を留まらずに、就労権や生存権問題として位置づけ、とくに福祉分野との接点を常に意識してきた。とくに若年層の就労問題との関連も視野にいれながら、福祉領域や労働・経済領域の関係者との信頼関係構築に努めてきた。

3点目は、官民協働による問題解決を志向してきた。行政との関係が対立的な構図に陥ってしまうことを極力避け、ゆるやかに当該問題における行政当局の責任の所在を示しながら、意識を変えてもらうことを志向してきた。

4点目は、学習活動を媒介として、学習者にとっても、スタッフにとっても、「くるかい」が生を支えあう場となることを期待し、そのための場づくりを行ってきた。そのために、一つには、なるべくフラットな組織によって、成員の参画を得やすいような組織づくりを行う。二つには、マンツーマン形式の学習支援をグループ単位で行っている。

図3は、「くるかい」のネットワークを示したものである。現代表の賀根村氏のネットワークがひきこもり・不登校分野に、筆者が教育領域や福祉領域、地元マスコミや市役所の経済部局や地元の経済界関係者とも関係ができてきた。しだいに増えていくスタッフのなかには、元退職校長・教諭、現職教諭、「LD・ADHDの親の会」代表など地元で多彩なネットワークをもつ人が少なくない。また、図中には示していないが、北海道内外の夜間中学関係者ともつながりができている点は、「くるかい」にとっての強みであるといえる⁽¹⁰⁾。

図3 釧路自主夜間中学「くるかい」のネットワーク



まとめと考察 —東アジアのひろがりのなかで日本の潮流を考える—

今日、自主夜間中学の活動は、公立夜間中学校の未整備を補足する応急処置的なものに留まらない。運動は宿命的に価値や理念を集約せざるを得ないが、そうする中で漏れ落ちる学習者の存在やニーズを自主夜間中学は実践を通して可視化させてきた。そして、目の前の学習者のニーズに即したベターな解決策とは何かを問い続けている。

そこでは、行政との関係を対立構造で定位させてしまうことはしない。「お役所」仕事的な対応に憤りを覚えつつも、行政組織特有の論理や間尺を汲み取りながら、解決に向けて知恵と労力をだしあう協働のパートナーになってくれるはずだという期待をこめた関係づくりを志向する。その一方で、既存の夜間中学増設運動のあり様も否定せずに、共闘関係を維持していく。すなわち、「あるべき姿」や「答え」を決めつけることに対して、最大限に留保しつつ、当事者である学習者のニーズを基軸に置きながら、対話と協働によって手探りで方向性を導き出す新しい運動論である⁽¹¹⁾。

識字教育をめぐる東アジアの潮流としては、韓国や中国にみられるように国の政策課題として識字問題を明確に位置づけ、法的根拠づけのもと制度的な解決をめざす動きにある。日本は、そうした潮流から大きく取り残されているように見える。しかし、夜間中学増設運動の動向から予見される日本の識字実践の今後の潮流は、韓国や中国のそれと重なる点が散見できる。韓国をみても、中国をみても、識字教育政策拡充は、教育の問題であると同時に、労働や福祉の問題として議論されていることが伺える。今日の日本においても、教育の専有領域として識字教育が法制化される可能性はおそらくほとんどないのではないかと考える。福祉や労働・経済の領域における成人基礎教育と関連付けた主張が運動内で一定の支持を得てはじめて、法制化に向けた機運が現実味を帯びてくると筆者は考える。だからこそ、当事者である学習者のニーズを基軸に置いて、法や制度を最大限

の読み幅で解釈し、必要に応じては修正していく運動的要素を実践内部に維持しておく必要がある。制度は実践を硬直化させる。「あるべき姿」や「答え」に安住せずに目の前の当事者に向き合うという運動論は、韓国と中国の今後を見据えていく上でも重要な論点となる。

最後に、こうした潮流を受けての識字教育研究の課題を提示して本稿を閉じることにする。第一に、夜間中学の「今」を丁寧に記述・分析する研究が蓄積されることである。近年、在日朝鮮韓国人のライフストーリー研究（岩崎 2008）やニューカマー外国人生徒が在籍する学級のエスノグラフィ（香川 2000）、夜間中学の日常がもつ若者支援機能（井上 2011）など興味深い研究が次々と発表されている。

第二に、夜間中学校増設運動の学習過程分析である。本稿では自主夜間中学の動向に着目して仮説的に大まかなラフスケッチを行ったにすぎない。運動の分岐点はどこで、何故、どのように変容したのか。実践の展開論理を丁寧に読み解く作業が求められる。

そうした研究と並行して第三に、研究者と運動が適度な緊張関係と距離を保ちつつも、法制化や制度化にむけた現場との共同研究を開始すべきである。韓国では、文解教育に限らず平生教育政策の立法化過程全般に研究者の深い関与があるという。

そして、第四には、上記の研究成果を東アジアの一員として共有・発信していきつつ、識字実践・研究のネットワーク構築を進めていく必要がある。そのためには、現状報告だけでなく、過去の優れた実践や研究の紹介も行われることが期待される。

【引用文献】

- 浅野慎一 2011『夜間中学の意義と課題—近畿圏の生徒アンケート調査をふまえて—』神戸大学大学院人間発達環境学研究科浅野研究室
- 井上大樹 2011「夜間中学における若者支援」『北翔大学北方圏学術情報センター年報』第3号、北翔大学
- 岩崎真理 2008「夜間中学における識字教育—在日朝鮮人女性の『経験』に焦点を当てて—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』第16号第1巻、早稲田大学
- 大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課 2010『地域における識字・日本語学習環境実態調査結果』
- 日置真世 2009『日置真世のおいしい地域づくりのためのレシピ 50』CLC
- 部落解放・人権研究所識字部会 2010『「2006年度・大阪府内識字学級活動状況調査」報告書』
- 香川徹 2010「夜間中学校における日本語教育の研究—新渡日若年層在籍学級の授業雰囲気について—」『教育学研究紀要』第56号第1巻、中国四国教育学会
- 小林文人・伊藤長和 2006「韓国の社会教育・生涯学習をどう理解するか」黄宗建・小林文人・伊藤長和編著『韓国の社会教育・生涯学習』エイデル研究所
- 斉志勇・韓民 2010「中国における識字教育の進展—甘肅省を事例として—」『東アジア社会教育研究』第15号、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会
- 添田祥史 2006「夜間中学の官民協働運営の可能性—北九州市における『官民タッグ』方式の検討—」『九州教育学会研究紀要』第34巻、九州教育学会
- 添田祥史 2007「自主夜間中学の活動と展開」『ボランティア学研究』国際ボランティア学会
- 添田祥史 2008 a「沖縄における義務教育未修者の学習権保障問題の現状と展望」『東アジア社会教育研究』第13号、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会
- 添田祥史 2008 b「『義務教育未修者の学習権保障』概念の再考」『九州教育学会研究紀要』第36巻、九州教育学会
- 全国夜間中学校研究会人権救済申立専門委員会 2008『全国への公立夜間中学校開設を目指した人権救済申立の記録』
- 全国夜間中学校研究会 2010『第56回全国夜間中学校研究大会大会資料』
- 黄宗建 2006「韓国における生涯学習の潮流と展望」黄宗建・小林文人・伊藤長和編著『韓国の社会教育・生涯学

習』エイデル研究所

萬稀 2009「韓国文解教育の現況と課題」『東アジア社会教育研究』第14号、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会

守口夜間中学校『不思議な力夜間中学』編集委員会 2004『不思議な力夜間中学』宇多出版企画

山根実紀 2009「在日朝鮮人女性にとっての夜間中学—ライフストーリーからのアプローチ」『龍谷大学経済学論集』第49号第1巻、龍谷大学

李正連 2010「文解基礎教育法（案）・解題」『東アジア社会教育研究』第15号、東京・沖縄・東アジア社会教育研究会

【注】

- (1) 法制化への働きかけとしては、「識字・日本語連絡会」が2005年に被差別部落の識字学級の蓄積をふまえながら、ニューカマー外国人、アイヌ民族や琉球、朝鮮民族等の母語・母文化保障の観点も組み込みながら「識字・日本語学習推進法（仮称）」要綱案を作成した。また、日本語教育学会では「日本語教育振興法（仮称）案」の作成にむけた議論が進んでいる。
- (2) 自治体レベルでは、わずかに次のような例外もある。大阪府教育委員会（2010）は、「識字・日本語研究会」に事業委託し、府内の識字実践225教室を対象にアンケート調査とその中から特色のある実践への訪問調査を行っている。また、部落解放・人権研究所（2010）は、府内における2006年現在の被差別部落の識字学級にアンケート調査を実施している。
- (3) 国勢調査の最終学歴を問う質問項目は10年に1度実施される。2010年度国勢調査が最新版であるが、本稿執筆時にはまだデータが公開されていない。
- (4) 初代代表は、韓国社会教育研究者の第一人者である故・黄宋建氏。
- (5) 成人文解教育支援事業への補助金は、改正前の2006年には1,375,000ウォンだったものが、2007年には、1.8億ウォン、2008年には2億ウォンへと激増した。
- (6) 全国夜間中学校研究会は、毎年冬に「全国夜間中学校研究大会」を開催する。2010年度の第56回大会は、基調講演を含む開会と閉会の全大会を挟んで、「教育内容・授業」、「学校行事・特別活動・健康教育」、「在日韓国・朝鮮人教育、識字教育」、「引揚帰国者・新渡日外国人教育」、「増設・教育条件・PR活動」の5つの領域別分科会と「日本語A（入門）」、「日本語B（国語）」、「数学」、「社会科」、「理科」、「外国語（英語）」の5つの教科別分科会という構成であった。また、東京都夜間中学校研究会などの支部組織も継続的に活動を展開しており、PR活動や教材開発等を行っている。
- (7) 引揚の定義は次の通り。「戦前に戦争や開拓団などで中国や朝鮮半島などへ行き、戦後帰国できなかった人。また、ここでは准ずるものとして、その配偶者、二世、三世とその配偶者も含める。国籍は不問。」
- (8) 第56回全国夜間中学校研究大会大会資料より筆者作成。
- (9) 自主夜間中学の設置数は、第56回全国夜間中学校研究大会大会資料に掲載されている「関係書グループ一覧」を参考にした。
- (10) とくに「札幌遠友塾」からは教材・情報の提供等、多大な協力を得ている。
- (11) こうした実践論・運動論は、日置真世（2009）に詳しい。



生活保護自立支援プログラム参加者の継続的事例研究
—当事者の生活世界から「釧路モデル」を検証する—

添 田 祥 史

北海道教育大学釧路校社会教育研究室

Further Case Study on Recipient of Public Assistance who Participates
“Independence Support Project”

Yoshifumi SOEDA

釧 路 論 集
北海道教育大学釧路校研究紀要

第43号別刷 051-059頁
(2011年12月)

生活保護自立支援プログラム参加者の継続的事例研究

ー当事者の生活世界から「釧路モデル」を検証するー

添 田 祥 史

北海道教育大学釧路校社会教育研究室

Further Case Study on Recipient of Public Assistance who Participates “Independence Support Project”

Yoshifumi SOEDA

1 課題と方法

1-1 ひとりの生の現実から「釧路モデル」検証する

本稿は、釧路市の生活保護自立支援プログラムに参加するAさん(50代後半・男性)の1年後の姿を追った事例研究の続報である。事業参加から2年を経た「今」について問われたとき、彼は何をどのように語るのか。そして、そのように彼が語るのはなぜか¹。当事者の生活世界から自立支援プログラムの問題点を読み解き、改善に向けた方向性を示唆することが本稿の目的である。

現在、生活保護制度は、「利用しやすく、自立しやすい制度」への転換が進められている。2006年度以降、すべての福祉事務所において、厚生労働省が示した就労自立支援、日常生活自立支援、社会生活自立支援を視野に入れたプログラムの策定・運用が求められるようになった。

しかし、現場では、それを具現化していく実践のイメージをもてずにいる。とくに、日常生活自立支援と社会生活自立支援を含めたプログラムの策定に苦慮している。そのような中で、釧路市のプログラム(以下、「釧路モデル」)に注目が集まっている。「釧路モデル」では、地元のNPOや企業と連携して、「働く場」から離れて久しく、ハローワーク連携型の就労自立支援プログラムの活用が難しい生活保護受給者に対して、「中間的就労」という独自概念を設定し、段階的な就労へのプロセスを提供している²。

筆者は、昨年度2009年7月に、釧路市生活福祉事務所からAさんを紹介してもらい、インタビュー調査を実施した。その結果を論稿としてまとめた(添田2010)。Aさんは、ひとりで考え、ひとりで責任を負うという彼の信念が人生を切り拓いてきた反面、生活が危機に瀕した際にも、他者に援助を求めることはせず、半ば自暴自棄に陥り、車上でのホームレス生活を選択した。車上生活の長かったAさんは、心身ともに「ぼろぼろ」の状態だった。就業体験的ボランティア事業に参加し、リサイクル企業で週1、2回、4時間程度作業に従事するなかで、「前向きになった」と周りから言われるほどに、生活に張りが出てきた。

それから1年後。事業参加から2年半を迎えようとするなかで、作業にも慣れ、就労意欲を維持し、人間関係も一定築け、彼をとりまく日常は安定してきているものと思われる。しかし、60歳近い彼が、労働市場が冷え切った釧路市で定職を得ることは極めて厳しいことが予想される。今、彼は何を思い、どんな問題に直面しているのか。とりわけ、地域経済が冷え込んで賃労働による自立という「出口」が見えない状況下が変わらない中で、なお同事業に参加する意義と課題はなにか³。生活保護受給者の「今」に焦点を当てた継続的事例研究は、先進的実践として全国的な注目を集めている同市の自立支援プログラムのさらなる飛躍にむけた視座と論点を提供してくれると考える。

1-2 本研究の位置づけと意義

筆者は、釧路市の生活保護自立支援プログラム第二次ワーキング・グループの委員の一人を務めた。今期の委員に託された課題は、現行プログラムを評価し、改善点を示すことであった。そのために、委員が手分けして、プログラム参加者とプログラム辞退者への聞き取り、受け入れ全事業所への訪問調査、ケースワーカーへの聞き取り調査を行った⁴。以上の成果をワーキング・グループ内で共有しつつ、協議し報告書にまとめた(釧路市生活福祉事務所2011)。

報告書は、各委員が素案を持ち寄り、協議するなかで練り上げたものである。その際、筆者が念頭に置いたのが、Aさんであった。制度は特定の個人にのみ利するものであってはならないが、かといって個々人の生から離れては制度を論じることはできない。本稿の考察部は、筆者が会議に示した素案と重なる。その意味で、同報告書作成過程の参照資料としての意味を併せもつ⁵。

1-3 調査の対象と方法

前回の調査では、①生い立ち、②生活保護を受給するまでの経緯、③一日の過ごし方、④就労自立支援プログラムについて、の4つを柱に半構造化インタビューを行った。

今回は、「実際に参加してみでの感想を中心に話しを伺いたい」と依頼し、2010年6月、本人自宅で筆者と研究分担の中園桐代でインタビューを行った。本調査の趣旨を説明し、ICレコーダーに録音することを了承してもらった後、次の4点を柱に聞き取りした。

- ・実際に参加しての感想
- ・プログラム参加後の生活の変化
- ・参加する上で困難なこと
- ・プログラムの改善点、要望

分析は次の手順を行った。まず、全文テープおこしをしたものを通読し、本稿の研究課題を念頭に入れつつ、印象に残った箇所を目印とコメントを付していった。一読後、そうした箇所を中心に、まとまりを示すキーワードの抽出を意識しながら、比較検討していった。

2 結果

2-1 自立支援プログラム参加のきっかけと当時の状況

Aさんは、生活保護を受給し始めてすぐに担当のケースワーカーからプログラム参加をすすめられたが断った。それから一年もしない時にまた声をかけられ、「これ断ってまたってような感じ」がして、参加を承諾したという。

半分押し付け的な、まあ言葉には出しませんよ。出しませんけども、断ったらまた嫌味の一つ二つもってゆうような、まあとりあえずは行ってみようかな、最初は、そんな感じですね。(略) はっきりした理由があればいいんでしょうけど、なんか嫌だなんていう感じでは断れないというのが実情ですね。

Aさんは、断るための「はっきりした理由」がないので「とりあえずは行ってみようかな」という気持ちで参加を承諾した。「断ったらまた嫌味の一つ二つ」もらうかもしれないという思いもあった。実際に参加して「嫌だという感じはなかった」。

変な雰囲気っていうんですか、入りにくさってのもなかったし、普通にこう入っていったのはいけましたね。

加えて、「できるだけ早く脱出したい」と語るAさんは、強く就労自立をのぞんでおり、そのためにはまず、体力向上が不可欠であることを自覚していたことも大きい。

2-2 その後の生活と心情の変化

①変わったこと

一つは、Aさんの生活の質、とりわけ人間関係が改善されたことである。事業参加を通じて親しくなった仲間が帰りにAさんの自宅に集まるのがめずらしくなく、「たまり場」になってきたという。昨年度の聞き取りからは、あ

くまで事業内に限定した人間関係であったと思われたものが、自宅を行き来する友人関係に発展していることが伺えた。これは大きな変化である。

最近ここがたまり場になってきて、近くにいる人が皆帰りそこで(バスを)降りるもんですからね。「Aさん、寄っていいかい?」「いいよ。何か食べるものだけは持ってこいと言って」。すぐそこにコンビニあるもんですからね。

また、自立支援プログラム以外と人間関係もできてきた。下宿先の二階にすむ高齢の女性と親しくなり、その孫(小学校2年生)に勉強を教えるようになったという。その関係は、引越後も続いている。その様子を嬉しそうに話してくれた。

その下宿にいる間、今小学校二年生かな、とにかく勉強が嫌いだ。しょっちゅう家に来て部屋で勉強教えてたっていうか。なんでこんなのわかんないのって怒るだけだったけども。その子が日曜日になると来るの。行っていいかいて電話くる。(遠方なので)おばあちゃんも一緒に連れてこないとならないんだけども。昼ごはん作って遠足のつもりで来ているのか(笑)

二つには、「働く」ための体力が戻ってきたことである。参加当初、翌朝は「もう起きるのも嫌だなんて感じ」で、「寝たきり」のような状態になったという。今では、そうした状況までにはならなくなったという。

仕事はそれまではほとんど何もしてなかったから、まあキツイな。もう次の日は寝たきりですよっていうような感じで。(略) 筋肉に腰は痛い、もう起きるのも嫌だなんて感じ。下宿でしたからもう朝と晩はご飯ありましたから別に動くことなかったから。

前回のインタビュー時にも、作業の前日には早く寝るように努め、生活リズムが安定したことを語ってくれたが、現在、より定着化していることが伺えた。下宿から民間アパートに引越した今、Aさんの食事は完全に自炊している。作業の翌日は疲れを感じるというが、部屋は整理整頓され、食事もちんと採っていることが伺えた。

②変わらないこと

以上の変化については、Aさんが語ってくれたことから筆者なりに解釈・再構成したものであり、実際に、前回のインタビュー以降の変化について尋ねてみたところ、「変化って言われると困っちゃうね」と言葉につまった。少し間をあけてAさんはこう語った。

とにかく基本は、とにかく早く生保を抜けるにはっ

ていうような考えが一番の基本で、それにとまって体力的な面(略)が一番の不安ですよ。今でもやっぱり週二回でも次の日はガクッていうような、いくらかその作業によってはありますから。そういった段階で週五日なら五日、4時間働いて単純作業のアルバイト的なものしかないでしょうけども、そういったものであっても今なら自由に腰痛いだのやっつけられますけども、実際時給いくらだよってことになってやるとわかった分にはそういった、こうびつちりといった感じの中でやっつけられるのかどうかというのが一番考えるところですね。

筆者は、Aさんの語りの端々から彼の変化を感じとっていたので、本人のこうした自己評価は正直意外であった。そこで、筆者は、「こちらにお友達が来るようになったとか話してくれましたけど、ご自身の考えというのは一環して一年前と変化はなく？」と尋ねたところ、Aさんは、「極端にないと思うんですけどね」と答えて、最近参加するようになった二人の若者について語りはじめた。

なぜAさんはこのような応答をしたのか。おそらくAさんは、変化を就労という出口との関連からのみとらえようとしていたからだと思われる。受け入れ機関における作業内容が一年前とほとんど変わりがなく、自身のエンプロイアビリティには格段変化がみられない。むしろ、去年よりひとつ年をとった分、就労機会からまた一步遠ざかったといえる。だからこそ、変化を問われた時に新しく参加しはじめた若いひとたちに話が向けられたと筆者は解釈する。

65歳になれば基礎年金がもらえるが、「そこまで生保受けているわけにはいかないし」と考える。

アルバイトをこうね、あればいいんですけどね。100%といかなくても8割がたでもこう年金とその働いたのでやれば。

全面的に生活保護に頼る生活からの一日も早く抜け出したい。そのためにも、賃労働に就きたいという強い思いは、それがかえって現在の生きづらさをもたらしているように筆者には思えた。前回のインタビューでは、土日は外に出かけにくいと話していた。そのことについて今はどうなのか尋ねてみると現在も同様だという。

そうですね、やっぱり出にくいもんですわ。そんなことないんでしょうけども。土曜日は割とできるようにはしているんですけども、日曜日は。

以下は、インタビューの最終盤にAさんの「これから何かどうしたい」が目標や希望について尋ねた際のやりとりである。早く生活保護から「脱出」することに「つぎる」。その気持ちは前回と今回とも一貫してぶれていない。

筆者：Aさんのこれから何かどうしたいっていうものがもし伺えたら。

Aさん：どうしたい？どうしたいっていったら早く今の生活から脱出したいっていうのが一番ですね。

筆者：やっぱりそこにつきますか。

Aさん：つきますねえ。

2-3 現行プログラムへの改善・要望

①アクセス保障をめぐる問題点

一番のネックは、交通手段に関することであるという。自動車による送迎がある曜日はよいが、そうではない曜日もある。その場合、現地まで自力でいかなければならない。公共交通機関利用換算で交通費が支給されるが、リサイクル工場なので郊外にあるためアクセスがよくない。また、公共交通機関利用の場合、交通費を翌々月まで立て替えておくことが苦しいという。

②ケースワーカー、就労自立支援員の対応

地域経済が冷え込んだ釧路において、Aさんの年齢で仕事を探すことは困難を極める。月に数回はハローワークに出かけるが、温泉に住み込みの仕事の他は、自宅から通えるような仕事は見つからなかった。そうした状況をAさんは、企業も「60近い人パートでもなんでも若いひと雇ったほうがいいですもんね」と考える。

生活保護の自立支援が政策化されて以降、ハローワークにも就労指導員が配置されたが、Aさんはその対応を「役所仕事」だと感じた。そうした心境をじっくり聞いてくれたという印象はまったくくないという。

もう頭からないね。話だけでもきちんとあれしてくるんでしたら。まだこういう方向からいきないさいとかなんとかそんな感じでもなかったですね。

③作業について

昨年度までは「時間に対して緩かった」が、「今はもう5時ぴったりまでって感じ」になった。それにより、作業服を洗濯する時間がなくなり、持ち帰る必要がでてきた。こうした時間は、作業服を洗濯するだけでなく、参加者同士や受け入れ機関職員と交流の機会でもあったという。

洗濯している間とかにね、仲間うちでいろいろ話したりって時間は今はもうちょっと。今は、早くこう行ける人、早く着いた人はその何人かで話す。

ボランティア参加であるはずなので、賃労働のアルバイトに準じた内容を期待することは、労働のダンピングになりかねない。受け入れ機関にも、本事業の趣旨とこうした問題点を共有しておくことがのぞまれる。

その一方でAさんは、ルーティーン化した作業に物足り

なさを覚える。作業内容の意図を「細かいことまで」知ったうえで、「能率的に作業したい」という。

(建物の解体作業をしていく際に) 木材一つにしてもいろんな木材あって、この木材最終的にどうすんの。この鉄どうするの？ 売るのが？ 捨てる(=捨てる)の？ 廃棄するならどうやって廃棄するの？ もう細かいところまで知ったうえで作業したいわけ。(略) たまに聞くけども表面的なことは説明してくれるけど、だから本当はその後のことが知りたい。まあ、それ以上は突っ込まないんだけど。

なんでこんな不公平、そしてもうひとつなんでこんなことやっているのかな、能率が悪いなあ、なんでこんな作業するのかなってのがあったんですよ、つい最近。なんでこんな五人も六人もかけて一日半中、こんなくたらない生産性のないこんなって思うんですよ。ただそこで一つは僕たちだからそれが可能な。アルバイト雇ってそんなことはさせないでしょって。

そもそもAさんは、担当ワーカーから他の機関が提供するプログラムへの参加を薦められたが、あまり乗り気はしなかった。Aさんがこの受け入れ機関で活動を続けたいと思うのは、「完全なボランティア」ではないからである。この機関では、独自に1日1,000円の謝礼を好意で支給している。賃金ではなく、あくまで謝礼として提供されているのであるが、Aさんは、「少ない多い抜きにして一応お金頂いている以上」は、「適当なことはできない」という。Aさんの中では、自らの労働力を提供したことに対する対価が謝礼という形で成立していることを重視する。

完全なボランティアっていうんですか、それに参加したことはないんですけどなんか完全なボランティアと言われるとなんていうんですか、まあ適当やっててもなんか。今のところはある程度適当ってわけにはいかないから。少ない多い抜きにして一応お金頂いている以上は。(筆者:「それは大きいんですね?」) それは大きいですね。それでゼロですよってことになるとガラッとみんな態度変わると思いますよ。完全なボランティアですよっていったら、多分。

このようにAさんは、作業時間の厳格化に対しては、仲間との話し合う時間が減少することに懸念を示し、他方で、「アルバイトにはさせない」ような非効率な作業手順を改善しようとはしない受け入れ機関の姿勢に不満をおぼえる。

一見アンビバレントに聞こえるこの語りについては、次章の考察部で「働く」ことをめぐる問題として検討したい。

3 考察及び実践への示唆

3-1 Aさんの生きづらさと「釧路の三角形」

釧路市の自立支援プログラムでは、就労から遠ざかり、不安を抱える受給者に対して、地元企業やNPOと連携しつつ、「中間的就労」の機会を多彩に用意することで、段階的な自立支援をめざした。「釧路の三角形」と呼ばれるこのモデルは、社会との接点を絶たれた孤立した受給者に対する社会的居場所を担保し、他者や社会、そして自分自身との関係を編み直しが期待されるものとして全国的に高い評価を得ている。

釧路市生活福祉事務所は、そうした評価に甘んじず、さらなる飛躍を得るための忌憚のない意見を求めている。そうした気概に応えるべく、Aさんへの継続的な聞き取り調査からいくつかの実践的示唆を提示してみたい⁶。

まず、「自立」をどう捉えるのかについて考えてみたい。Aさんを取りまく関係性の質は、劇的に改善されている。「どん底」だった車上生活から生活保護を受給して「三食食べれるようになった」⁷。自立支援プログラムに参加しだして周りから明るくなったと言われると前回のインタビューでは語ってくれた。それから1年後、下宿の隣部屋の住人の孫は、Aさんを慕って引越後も遠方から訪れる。自立支援プログラムの活動後、Aさんの部屋は「たまり場」的な場所になっている。しかし、筆者が「この1年の変化」を尋ねたところ、丁寧に言葉を探すも、「変化って言われると困っちゃうね」と答えるにとどまった。なぜか。

それは、関係性の変化は、Aさんにとって格段に取り上げて述べるほどのものではないとみなしているからだと思われる。Aさんにとって、自立とは「就労」することに尽きる。こうした彼の価値観は、社会からの「まなざし」や規範の現れでもある。また、Aさんは、独りで考え、決定し、責任を負うという人生哲学をもっていた。個人では解決不可能な危機に直面した際、家族や友人に甘えたり頼ったりすることよりも、ひとり車上で生活することを選んだのであろう。「自立的」に生きてきたという自負があるがゆえに、それが叶わなくなったと感じた時、生きる希望や意欲を根こそぎ奪っていった⁸。自立支援プログラムが、こうした規範や生きづらさを増幅させる可能性については、早い段階から指摘されてきた(金子2008等)。

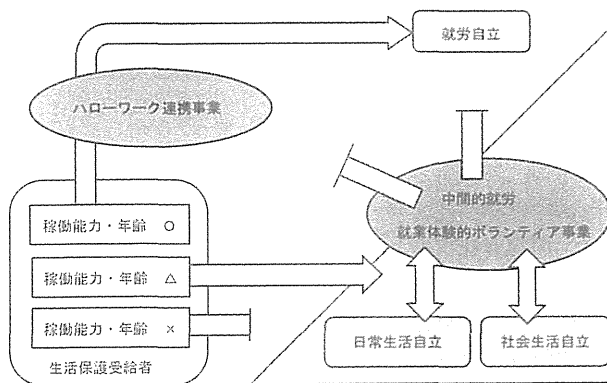
こうした懸念は、当事者性と尊厳の回復をかかげる釧路市の自立支援プログラムにおいても払拭できずにいる。「釧路の三角形」と呼ばれる現行モデルは、「一般就労から授産まで」、「稼働収入から無償奉仕まで」と幅広い「自立」観を示してはいる。しかし、三角形で示された底辺から頂点へと尖鋭化、上昇していくイメージは、日常生活と社会生活を土台に就労自立という最終目標へと進んでいく印象をぬぐえない。いわば就労自立を果たすためのステップとして社会生活や日常生活の自立があるという捉え方といえ

よう。こうした位置づけの中では、評価や成果も、保護廃止数や保護費減額などが評価基準になる。

しかし、地域経済が冷え込んだ地方自治体においては、そうした基準による評価が難しい現実が浮き彫りとなっている。「中間的就労」が成立する前提には、その先に賃労働というゴールが確保されている必要がある。雇用という出口のない現状において、Aさんは「中間的就労」に滞留を余儀なくされている。

図1は、このような現行「釧路モデル」の問題構造を示したものである。まず、生活保護受給者に対して稼働能力と年齢の二つの基準で選抜が行われる。稼働能力が高く年齢的にも就職戦線に参入できると評価された人はハローワーク連携事業へ、いずれかに不安があると評価された人は就業体験的ボランティア事業を勧める。高齢者や障害者のようにいずれも厳しいと判断された場合、自立支援の対象外となる。就業体験的ボランティアは、日常生活自立支援と社会生活自立支援を含みながら就労自立へと参加者をエンパワメントしていく。しかし、「中間的就労」には「出口」がない。就業体験的ボランティア事業から賃就労へのルートも乏しく、就労意欲が喚起されたことでハローワーク連携事業へと移行していくことは稀である。賃労働へのリハビリとして就業体験的ボランティア事業を活用できる人は、ごく少数で、ほとんどの参加者は年齢的な問題から就職戦線への参入が閉ざされている人や稼働能力が賃労働には耐え得る水準を大きく下回っている人だからである。

図1 現行「釧路モデル」の問題構造



職歴が大きくあいた50代後半のAさんは、そうした「出口」のないケースの典型例である。「中間的就労」に滞留することは、ますます年齢的に雇用が難しくなり、自らの存在理由が削がれていくことを意味する。「中間的就労」が就労自立へのステップとして位置づく限り、彼をとりまく関係性や生活の質が改善されたとしても、プラスの変化として実感されない。現在もAさんは、人目が気になり、土日は外出しにくいという。

以上、現行の「釧路モデル」は、Aさんの生きづらさの根源である賃労働への呪縛を相対化し、緩和させるものとしては機能してはいないといえよう。

3-2 「働く」ことをめぐる問題

自立支援プログラムにおいて「働く」ことをどのように位置づければよいのか。この点を掘り下げていく入口として、前章でみた作業の厳密化をめぐるAさんの語りに立ち戻りたい。彼は、作業時間が厳格化することで仲間との話し合う時間が減少したことに懸念を示す一方で、「アルバイトにはさせない」ような非効率な作業手順を改善しない受け入れ機関の姿勢に不満をおぼえていた。

自立支援プログラムにおける作業の厳密化は、労働のダンピングに結びつく危険性も考えられるが、生活福祉事務所によるとAさんの受入機関は、そうしたことは自覚的であるとのことであった。したがって、この場合は、参加者の能力の高さを認めたがゆえに作業内容を高度化し、より実際にそこで「働く」ひとたちに近い作業内容と責任へ移行したと思われる。しかし、そのことが参加者にうまく伝わっていない点が問題である。

周辺的な作業にとどまり続けることはAさんにとって、自身がそのコミュニティ内の成員としてみなされていないこと、期待されていないことを意味した。その意味で、段階的に作業を厳密化していくことは、成果を実感し、可視化していく可能性がある。その際、作業時間のみを厳格にしていくのではなく、作業内容の高度化も含んで行われることが求められる。そして、そうした移行にいたった理由をきちんと説明し、理解を得るプロセスが不可欠となる。それを欠いてしまうと参加者は、賃労働者にはさせないような「能率の悪い」作業を「ボランティアだから」あてがわれていると感じてしまう。

この問題は、しかし、より抜本的な解決をのぞむならば、「釧路モデル」の構造的な問題として把握すべきである。

Aさんは、現在従事している作業が、「完全なボランティア」ではなく、「お金を頂いている」労働であると考えている。だからこそ、責任ある自分の仕事に対しては、見通しをつけながら「能率的に」すすめたいと考えているのである。ここに、就業体験的ボランティア事業が提供する「中間的就労」をめぐる生活福祉事務所側の意向と当事者である参加者との見解のズレが見て取れる。就労による自立を強く志向する意欲的なプログラム参加者にとっては、「中間的就労」といって、賃労働に準じたものとして位置づけていることがわかる。

3-3 「釧路の三角形」再考

3-3-1 自立支援プログラム

＝「生きる場」再獲得・再構築する学び

では、どのように考えれば、Aさんの生きづらさを緩和できるようになるだろうか⁹。ヒントは、釧路市の自立支援プログラムが一貫して追求してきたことにある。すなわち、当事者性と人間の尊厳の回復、この点をより具現化していけばよいと筆者は考える。「釧路モデル」がめざした「中間的就労」を軸とした社会的居場所の担保や社会との

再接合の試みは、つきつめると「私」のかけがえのなさを実感しながら生きていくことを制度として保障する試みであったといえよう。これは、宮本太郎（2009）が主張する「生活保障」という新しい社会ビジョンと符合する。

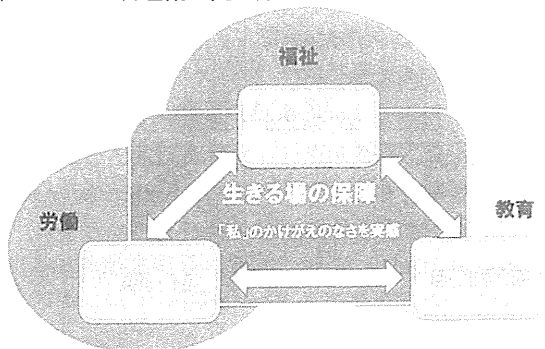
宮本は、「生活保障」という視点から次のような提案をしている。人々の生活が成り立つためには、一人ひとりが働き続けることができ、何らかのやむを得ない事情で働けなくなったときに、所得が保障され、あるいは再び働くことができるような支援を受けられる。そうした社会にむけて制度を更新していく必要がある。

宮本の主張の根底には、「生きる場」から排除された人びとに対する社会的包摂という問題意識がある。男性稼ぎ主への依存と家族主義に支えられた日本型生活保障が解体するなかで、「生きる場」を喪失する人々が増えている。人々に必要なのは、誰かのつながりを得て、気かけられることで、生きる意味と張り合いを見出すことができる場である。存在を承認されてこそ、人は困難に立ち向かう意欲が生まれるのである。

こうした状況からの脱却には、他者や社会との関係のなかで自らの存在意義を実感できる「生きる場」が必要となる。生活保護受給者の多くは、この「生きる場」から排除された状況にある。したがってこの立場にたつと、自立支援プログラムの目的は、当事者自らが「生きる場」を再構築・再獲得していくことを支援することにある。

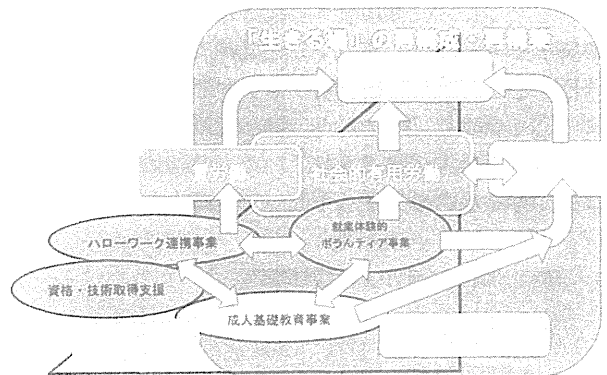
このように考えた時、3つの自立観の新たな関係がみえてくる。すなわち、社会的存在としての「私」の再獲得こそがゴールとなり、日常生活自立はそのための必要条件、就労自立はそのための手段の一つとして位置づく。賃労働の場は、重要な「生きる場」であることは間違いないが、それが唯一ではない。人間をホリスティックに理解し、プログラムを設計していく必要がある。筆者は、図2のように考えることを提案したい¹⁰。自立支援プログラムを労働、福祉、教育の3領域にまたがる複合的なものとして捉えてみた。これまで生活保護の自立支援は、福祉領域の問題として閉じた発想で進められてきたように思う。しかし、実際には、「働く」ことや社会生活を営む上での最低限の知識や技能の習得と切り離して考えることはできない。そして、それら3つの領域に依拠する支援実践を相互に関連させることが、「自立」には不可欠である。

図2 3つの自立観の捉え方



現行の「釧路の三角形」の概念図を踏襲するならば、筆者が考える自立支援プログラムの全体イメージは、社会生活自立を頂点とした図3のような三角形となる。図2と関連して、「生きる場」を労働領域、福祉領域、教育領域で重層的に担保していく。「私」のかけがえのなさを感じながら生活することを社会的自立として捉え、それを担保する「生きる場」の再獲得支援にむけて就労と教育の2領域が相互に関連しながら多彩なチャンネルを用意する。ここにおいて「働く」ことは、賃労働に限らない社会的に有用な労働全般をさす¹¹。なぜならば、「生きる場」の一つとして「働く」ことを考えたとき、賃労働であるか否かは本質的な基準ではないからである。就労による経済的な自立とは、それ自体がゴールではなく、「私」のかけがえのなさを担保する一つ的手段にすぎない。就労の本質は、雇用されるにせよ、自営にせよ、誰かの役にたっている、あるいは社会の一員であることを実感できる「生きる場」に身を置くことにある。

図3 修正版「釧路モデル」の全体像



さらに、社会を見渡せば、「働く」こと以外にも、「私」のかけがえのなさを実感できる場はたくさんある。たとえば、社会教育行政が提供する講座、社会人スポーツ、文化サークル、NPO・市民活動などの生涯学習は、「生きる場」を多くの人に提供している。生涯学習は、活動自体に社会的有用労働が埋め込まれていることが少なくない。また、何かを学んだことで、その成果を社会に還元したいというサイクルが生じることが多い。

こうした考えにたつと、就業体験的ボランティア事業の位置づけも変わってくる。まず、賃労働へむけた段階的なりハリという位置づけから解放される。そこに身を置くこと自体が「生きる場」の再獲得支援という観点からは高く評価されてよい。また、「就業体験的ボランティア事業」は、社会に無数に点在する「生きる場」の一つにしかすぎない。例えば、NPOやボランティアなどの市民活動、生涯学習事業やサークル活動など「生きる場」となり得る資源がある。図3において、就業体験的ボランティア事業から多方面に矢印が飛び交っているのは、当事者の生活に即して社会に点在する「生きる場」を活用できるようにつな

いでいくことこそが、自立支援プログラムに携わる職員の職務であることを意味している。

このような観点にたつ自立支援プログラムを体系化する際、「私」の再獲得・再構築にむけた「学び」の提供というイメージが有効であるように思う。自らを見つめ直し、過去と未来の基点としての現在をどう生きるかを考える。そのためには、新しい物の見方や考え方、情報やスキルを身に付けていく必要がある。

成人の自立支援を「学び」として捉えるという発想は、日本ではなじみがないかもしれないが、欧米においては成人基礎教育（Adult Basic Education）として蓄積がある。成人基礎教育とは、自分の生活をコントロールし、変動社会の要求に適応する力と自由を与えるものとされ、具体的には、①衣食住の生活の在り方、②健康保持に関わる知識・技能、③社会生活を営む上で必要な知識・技能、④職業が保障されるための技能・知識、⑤育児や家事を含めた家庭生活の知識・技術、などが学習内容となる（上杉2000）。つまり、教育・福祉・労働の三領域にまたがる成人が生きていくために最低限必要とする基礎的な学びの提供、それが成人基礎教育である。

3-3-2 「学び」を促す支援の視座と方法

＝親密圏における共同学習のコーディネーター

社会生活自立を頂点とする三角形においては、その必要条件として成人基礎教育がすべての人に保障されなければならない。そうした「学び」の場には、次のような配慮が不可欠となる。一つには、新しい親密圏として機能することである。親密圏とは、「具体的な他者の生への配慮／関心をメディアとするある程度持続した関係性」をさすが、そこでは、「恐怖を抱かずに話すことができるという感情、無視されないだろうという感情、そこに向かって退出できるという感情、そこで自分が繰り返し味わわれてきた感覚が分かってもらえる（かもしれない）という感情…つまり、排斥されていないという感情」をもつことが許される（齋藤2000：98-99頁）。私たちは関係性の中で傷つき、関係性の中で癒される。結局、ひとはひとの間でしか生きることにはできない。しかし、否定され続けたひとが再び関係性の中に飛び込むには相当の勇気を必要とする。したがって、仲間と共に回復する学びは、独特の作法を求める。あなたにここに居て欲しいというメッセージを込めながら関わり続け、待ち続けなければならない。たとえ変わらなくてもいい、今のままでも十分だという含みを込めながら。

自立支援プログラムの一環として、成人基礎教育事業を新設するならば、親密圏において仲間と共に回復する学びの伴走者として、職員が配慮ある働きかけを行うことが求められる。また、事業実施に際しては、すべてを自前で行おうとしないことが肝要である。たとえば、保健師やDV被害者支援組織、学齢超過者を対象とした学び直し支援活動など既存の団体・機関に協力を仰ぎながら、事業化を進めていくことが求められる。そうすることで、分野横断的

な相互協力のネットワークが築かれていき、地域のセーフティネットの底上げが期待できる。

二つには、「ふりかえり」と「分かち合い」の時間を確保することである。体験や経験だけでは「学び」は成立しない。適切な「ふりかえり」がなされてはじめて、私たちはそこから何かを学ぶことになる。その活動が、社会的にどのような意味をもつのか、「私」にとってどんな意味をもつのか、もっとよい活動にするためには何が必要か、足りないものはないか、などについて考える機会をもってはどうだろうか。そして、一人で深い省察を行うと並行して、語り合い、認めあう時間も確保したい。

こうした現代の貧困に対する教育的解決の手法として社会教育の分野では「共同学習」論の蓄積がある（辻2009）。辻浩は、「生活不安の広がり人間尊厳の危機がすすむなかで、問題はますます内面化し、当事者同士や地域の共通した課題認識に至らないことが多い」現代において、「困難を抱えた人々が問題を発見しその解決の道筋を見つけることを社会教育はどう支援するのか」と問う。その1つの突破口として「共同学習」論の現代的有効性に着目し、次のような学びのプロセスを仮説的に提示する。①思考の柔軟化から心情の解放へ、②開かれた心情による生活・労働の現実の直視、③現在もっている知識・情報の吟味と取捨選択、④知識・情報が生活・労働の支えとしての機能を回復、この①～④を1サイクルとし、それがスパイラルに高まっていく。その基礎となるのが自分の話を聞きとってもらいたいという「受け入れられ体験」であり、そのことによって、さらなる社会参加の意欲が増し、学習も求めるようになる（20-21頁）。

こうした学びの延長線上に、生活保護受給者自らが、新しく事業を企画・立案・実行することを視野に入りたい。他者と共同することの喜びと難しさを感じつつも、そこに身を置き続け関係を維持・修正していきつつ、社会を創る担い手となる。例えば、道路脇の花壇の手入れ等、小さなことからよい。「私」から発した思いが、仲間を受け止められ、「私たち」としてアクションを起こす。社会的自立支援のゴールのあり様の一つといえよう。

4 まとめと今後の課題

以上、本稿では、Aさんというひとりの生の現実からプログラムを検証してきた。事業参加から2年目を迎えた「今」について問われたとき、彼が何をどのように語るのかを解釈していった。彼の語りの端々からは、生活の質が昨年よりも向上していることが伺えた。とくに、知人の孫が休日に遊びに来たり、作業仲間が頻繁に家に入ったりする等、人間関係は確実に広がっている。

しかし、筆者から見れば劇的な変化を遂げたAさんであるが、彼自身はそう評価していない。就労自立こそが目標であるAさんにとって、彼をとりまく関係性の変化を評価する視点や評価軸が成立しにくいからだと思われる。

また、Aさんに現行プログラムへの改善・要望を尋ねたところ、①事業へのアクセス保障をめぐる問題点、②ワーカー、就労自立支援員の対応、③作業時間の厳密化をめぐる問題、の3点について述べていた。

以上をふまえて、「釧路モデル」には、Aさんの生きづらさを解消し得ない構造上の問題があることを指摘し、修正の方向性を提示した。まず、自立支援プログラムとは、「私」のかけがえのなさを実感していくことを制度として保障する試みとして捉えるべきである。「生きる場」の再構成・再構築支援として自立支援プログラムは、教育、福祉、就労にまたがる複合領域として考える必要がある。教育の領域では、①「生きる場」としての生涯学習活動の活用、②成人基礎教育の拡充、がプログラムとして整備されるべきと指摘した。就労の領域では、「働く」ことを社会的有用労働の文脈で再定義しなおすべきことを述べた。

最終的に筆者が示した修正版「釧路モデル」の大枠は、社会生活自立を頂点とし、その必要条件として日常生活自立（教育領域）と就労自立（労働領域）が両底辺に位置づく三角形である。

本研究に対しては、ひとりの事例研究にしか過ぎないのに、制度設計を左右するような示唆を提示して果たしてよいのかという疑問や批判がある。筆者は、こうした方法的な意義を次のように考える。まとまった数のインフォーマントを対象にした聞き取り調査の分析は、何が語られたかという事実即して外形的に分類していく。しかし、語られたこと＝「事実」あるいは「本心」という解釈では、人間存在の複雑さを制度設計に反映することは難しいのではないだろうか。私たちは、語る人によって語りの内容や用法を変えたり、前後で矛盾する語りを述べたりする。筆者は、そうした語りにこそ、人間が生きていく上での知恵や生存戦略が読み取れると考える。そうした語りには、そう語らせる必然性や合理性があったのではないか。こうした方法意識を制度検証の方法として、丁寧に整理していく作業が今後求められる。

脚注

- ¹ こうした本稿の方法論の土台は、桜井厚（2002、2005）のライフストーリー研究に依拠している。
- ² 山田（2007）は、自立支援プログラム実施の困難性として、外部の社会資源の確保の困難さ、職員数不足と新規保護申請が増加する中で新規事業の立案実施の難しさを指摘する。
- ³ これまで自立支援プログラムにおける就労をめぐる問題については、稼働能力があるにも関わらず本人が働く意思をもてない場合が想定されていたといえる（池田2008等）。本稿は、就労意欲があっても雇用がないという現実を前にどのように制度やプログラムを改革していくかのヒントを探るものである。
- ⁴ 第二次ワーキング・グループ委員には、自由な思考と発

言が担保されていた。会議でアドバイザーを務めた中園桐代は個人的な評価として現行プログラムの成果と課題についてまとめている（中園2010）。同じように本稿の主張は、報告書と重なるところがあるが、あくまで筆者個人の見解である。特に本稿第3章第3節は会議内で合意形成がとれなかったので草稿執筆時には省いた箇所である。

- ⁵ 同報告書と本稿の考察部は重なるところが大きい。該当箇所は、筆者の草稿をもとに木戸口正宏が若干の加筆修正を加えたものとなっている。
- ⁶ 以下の考えは、Aさんの生活現実を土台にしつつも、第二次ワーキング・グループでの調査や意見交換、筆者独自に行った大牟田市調査等からの知見も影響している。
- ⁷ 前回のインタビューより。
- ⁸ Aさんの生い立ちについては添田（2010）を参照。
- ⁹ 現行の「釧路モデル」で十分だという人たちがいることも念頭に置きつつ、そうした人々にとっても、より有意義なプログラムになるような改革の方向性を示したい。なお、若年で稼働能力が高いケースは、ハローワークとの連携事業の活用を想定し、ここでは念頭に置かない。
- ¹⁰ 図1、図2はともに筆者作成。参考資料として釧路市府福祉部生活福祉事務所（2011）に収録されている。
- ¹¹ ここで参考にしているのは、内橋克人（1995）の「社会的有用労働」の概念である。内橋は、雇用危機の解決も含む現代社会の解決への方途として「多元的経済社会」を提唱する。そこでは、「働く」ことを「企業内有用労働」のみではなく、「社会的有用労働」という観点から再定義していく必要があるという。社会的に必要とされ、なくてはならぬ労働として、人々が認知する領域の多くが、利潤動機から大きくはずれた市場経済の圏外にひろがっている。利潤動機に変わる「もう一つの行動原理とシステム」を構築していくことへと方向転換をせず、「雇用危機を論じるのは、出口のないトンネルに向けて、ただ人びとを追い立てるだけの議論に終わる心配がある」（226-227頁）。

引用文献

- ・池田和彦2007「生活保護制度における『自立支援』の意味」『佛教福祉学』第15・16号、種智院大学仏教福祉学会
- ・池田和彦2008「生活保護行政における『稼働能力』の解釈と問題点」『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第3号
- ・上杉孝實2000「識字と成人基礎教育について」『こんな居場所をつくりたい』大阪府教育委員会
- ・碓井正久1965「社会教育の内容と方法」小川利夫・倉内史郎編『社会教育講義』明治図書
- ・金子充2008「生活保護制度改革と自立支援の諸論点」、『人間の福祉』（立正大学福祉学部紀要）、第22号
- ・釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会2009『希望

をもって生きる 生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』、CIL

- ・釧路市生活福祉事務所2011『生活保護受給者自立支援にかかわる第二次ワーキンググループ会議報告書（平成21年度～22年度）及び釧路市福祉部生活福祉事務所関係分資料（平成21年度～22年度分）』
- ・齋藤純一2000『公共性』岩波書店
- ・桜井厚2002『インタビューの社会学』せりか書房
- ・桜井厚2005『境界文化のライフストーリー』せりか書房
- ・添田祥史2010「生活保護受給者の生活現実と就労自立支援プログラム—事例研究：58歳・男性Aさん」『釧路論集（北海道教育大学釧路校研究紀要）』第42号
- ・辻浩2009「生活問題の教育的解決と社会教育」上田幸夫・辻浩編著『現代の貧困と社会教育—地域にねざす生涯学習』国土社
- ・中園桐代2011「釧路市生活保護自立支援プログラムの成果と課題」『釧路公立大学紀要 社会科学研究』第23号
- ・宮本太郎2009『生活保障』、岩波新書
- ・山田壮志郎2007「誰のための自立支援プログラムか？—生活保護制度改革と『自立支援』の混乱—」『岐阜経済大学論集』第41巻、第1号